

あさくら苑ショートステイ 利用料金表

＜サービス利用料金1日あたり＞

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事に掛かる標準負担額の合計をお支払ください。
サービスの利用料金は、入居者の要介護度に応じて異なります。

＜月額利用料金の目安:対象となる介護度の A)と B)を合わせた料金となります＞

令和7年4月1日現在

A)介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位:介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 併設型ユニット型短期入所生活介護費	529	656	704	772	847	918	987
② 看護体制加算 I	-	-	4	4	4	4	4
③ 夜勤職員配置加算IV	-	-	20	20	20	20	20
④ 機能訓練体制加算 (常勤専従配置)	12	12	12	12	12	12	12
⑤ サービス提供体制強化加算 I	22	22	22	22	22	22	22
⑥ 日額単位小計 ①+②+③+④+⑤	563	690	762	830	905	976	1,045
⑦ 介護職員等処遇改善加算 I ⑥×14.0%	79	97	107	116	127	137	146
⑧ 介護保険給付対象合計 ⑥+⑦	642	787	869	946	1,032	1,113	1,191
⑨ 地域区分換算額 (円) ⑧×10.17	¥6,529	¥8,003	¥8,837	¥9,620	¥10,495	¥11,319	¥12,112
A) 介護費用自己負担額 (1割)	¥653	¥801	¥884	¥962	¥1,050	¥1,132	¥1,212
A) 介護費用自己負担額 (2割)	¥1,306	¥1,601	¥1,768	¥1,924	¥2,099	¥2,264	¥2,423
A) 介護費用自己負担額 (3割)	¥1,959	¥2,401	¥2,652	¥2,886	¥3,149	¥3,396	¥3,634

要支援1・2の方は31日以上、要介護1～5の方は61日以上連続利用の場合、①が下記の通り減額されます

項目 / 介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 併設型ユニット型短期入所生活介護費	503	623	670	740	815	886	955

② 常勤の看護師を配置している場合に算定。

③ 夜勤職員配置加算IV:夜間帯に職員を1名以上多く配置し、たん吸引等が実施可能な職員を配置する場合。

④ 機能訓練体制加算:常勤専従の理学療法士等の機能訓練指導員を配置する場合に算定

⑤ サービス提供体制強化加算 I:介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置。

⑦ 介護職員等処遇改善加算 I:介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位(小計⑥)に14.0%を乗じた単位。
(小数点以下は四捨五入)

⑨ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.17円で計算、小数点以下切り捨て)

※ その他の加算・減算

生産性向上推進体制加算 (R6.4～新設)	I::月100単位	(I)IIに加え、ICTテクノロジーを複数導入、職員間の役割分担、業務改善成果が確認されている場合 (II)介護サービスの質の確保等の検討委員会の開催、ICTテクノロジーを導入、業務改善効果のデータ提供を実施。
	II::月10単位	

・送迎加算...ご利用者等の希望による送迎を実施する場合に算定。片道184単位/回

・療養食加算...ご利用者の病状に応じ医師の指示に基づく食事提供した場合。8単位/回(1食単位で)

・緊急短期入所受入加算...ご利用者やご家族の事情により、緊急にご利用された場合。90単位/日

・長期利用減算...連続30日を越えてご利用される場合は、減算されます。△30単位/日

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

項目 / 利用者負担段階	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食費 (朝食400円・昼食650円・夕食600円)	¥1,650	¥1,300	¥1,000	¥600	¥300
居住費 日額	¥2,066	¥1,370	¥1,370	¥880	¥880
B) 介護給付対象外費用(1日あたり)	¥3,716	¥2,670	¥2,370	¥1,480	¥1,180

☆食費居住費の利用者負担段階については、市町村が発行する「**介護保険負担限度額認定証**」によって決められます。限度額認定を受けた方はその限度額とします。(第1～3段階、預貯金額の制限あり)

＜参考＞

第4段階(基準額):市町村民税課税世帯の方が対象。

第3段階②:市町村民税非課税世帯で、年金収入120万円超の方。

第3段階①:市町村民税非課税世帯で、年金収入等80万円超120万円以下の方。

第2段階:市町村民税非課税世帯で、年収80万円以下の方

第1段階:生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

☆入居者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を変更します。